

大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月31日

大崎上島町長

大崎上島町規則第6号

大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例（令和7年大崎上島町条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(立入調査)

第3条 条例第6条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第6条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2号）によるものとする。

(指導)

第4条 条例第7条第1項の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第7条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第6条 条例第8条第2項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第8条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第6号)によるものとする。

3 条例第8条第1項の規定により費用を徴収するときは、緊急安全措置費用請求書(様式第7号)により当該住居等の居住者等に請求するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、住居等における不良な生活環境の解消に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



立入調査実施通知書

あなたが居住し、所有し、又は管理している住居等について、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり立入調査を行うため、同条第 3 項の規定により通知します。

- 1 対象となる住居等の所在地
- 2 立入調査を実施する理由
- 3 立入調査を実施する日時
年 月 日 時から
- 4 立入調査を行う者及び連絡先

(表面)

身分証明書		第	号
所属課名			
職名			
氏名			
生年月日	年	月	日生
上記の者は、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例（令和7年大崎上島町条例第28号）第6条の規定に基づく調査を行う職権を有する者であることを証明します。			
年		月	日
大崎上島町長			印

(裏面)

大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例（抜粋）
（調査等）

第6条 町長は、不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等の所在及び当該住居等の居住者等を把握するための調査その他当該住居等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な範囲内で、指定する職員に不良な生活環境にあり、又はそのおそれがある住居等に立ち入って調査をさせ、又は当該住居等の居住者等その他関係者に質問させることができる。

3 町長は、前項の規定により職員を当該住居等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ当該住居等の居住者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該居住者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により当該住居等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



指導書

あなたが居住し、所有し、又は管理している住居等は、不良な生活環境にあるため、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり、必要な措置をとるよう指導します。

なお、指定の期限までに必要な措置をとらず、依然として不良な生活環境が解消されていないときは、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例第7条第2項の規定により、当該措置をとるよう勧告することがあります。

- 1 対象となる住居等の所在地
- 2 指導をする措置の内容
- 3 措置の期限 年 月 日
- 4 指導に至った理由

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



勧告書

あなたが居住し、所有し、又は管理している住居等について、 年 月 日付け第 号により不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるよう指導しましたが、依然として不良な生活環境が解消されていないため、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

- 1 対象となる住居等の所在地
- 2 勧告をする措置の内容
- 3 措置の期限 年 月 日
- 4 勧告に至った理由

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



緊急安全措置実施通知書

あなたが居住し、所有し、又は管理している住居等について、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり、緊急安全措置を講じたので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 対象となる住居等の所在地
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 緊急安全措置を講じた日
年 月 日
- 4 緊急安全措置に要した費用（費用負担）
円

(表面)

身分証明書		第	号
所属課名			
職名			
氏名			
生年月日	年	月	日生
上記の者は、大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例（令和7年大崎上島町条例第28号）第8条の規定に基づく措置を行う職権を有する者であることを証明します。			
年		月	日
大崎上島町長			印

(裏面)

大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例（抜粋）

（緊急安全措置）

第8条 町長は、不良な生活環境に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用について当該措置を受けた者から徴収することができる。

2 前項の措置を講じたときは、不良な生活環境を生じさせた居住者等に対し、当該措置の内容を通知しなければならない。

3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第7号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長



緊急安全措置費用請求書

大崎上島町住居等における不良な生活環境の解消に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり緊急安全措置費用を請求しますので、別に交付する納付書により、納付期限までに納付してください。

1 緊急安全措置に要した費用
金 _____ 円

2 費用の内訳

3 納付期限

年 月 日